

# 第7章 各主体の役割分担と計画の推進

## 第1節 主体別の取組

本計画に掲げる取組を着実に推進するためには、各主体が役割を認識し、連携・協働して、取り組んでいくことが必要です。

県民、NPO・民間団体、事業者、廃棄物処理業者、大学・研究機関、市町、県の各主体は、以下のような役割を担います。

### 1 県民

県民は、自らがごみの排出者であり、循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動するとともに、大量生産・大量消費型の経済社会活動から、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革・定着に努めます。

#### 【具体的取組】

##### (1) 3R + (ぶらす) の推進

- 必要なものを必要な量だけ購入し、過度な消費を抑制
- マイバッグやマイボトルの利用や簡易包装製品の選択
- 「やまぐち3きっちる運動」（食べきり・食材の使い切り・水きり）等の実践や過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減
- ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の過剰な使用を回避（リデュース）
- デジタル化の推進による紙媒体の削減（電子レシート、デジタルチケット等の活用）
- レンタル・リース・シェアリングエコノミー・中古品の売買などのサービスの積極的な活用
- フリーマーケットやリユースショップの積極的な利用
- 修理・修繕による製品の長寿命化
- 資源ごみ（食品トレー、ペットボトル等）の店頭回収、古紙の集団回収、廃家電の小売店での回収等への協力（リサイクル）
- プラスチック資源の分別回収への積極的な協力
- 紙やバイオプラスチックなどの代替素材の利用
- 再生材を使用した製品の優先的な選択

##### (2) 環境保全・教育活動

- ごみのポイ捨てなどの環境汚染につながる行為の禁止
- ルールに従った適正な廃棄物の分別・排出
- 環境学習・環境教育や海岸一斉清掃など環境保全活動への積極的な参加
- 災害時の廃棄物の適正な排出など、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に対する協力

## 2 事業者

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、自らの社会的責務を果たすとともに、廃棄物処理法の基準等を遵守し、排出事業者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生防止に努めます。

また、拡大生産者責任を踏まえて、動静脈連携により、製品の設計・製造段階から消費、回収・再資源化に至るライフサイクル全体での資源循環を促進し、製品が廃棄物となった後の適正な循環利用・処分に係る取組への貢献及び消費者等への適切な情報公開など透明性の確保について、必要な措置を講じます。

### 【具体的取組】

#### (1) 資源確保・設計段階

- 循環資源や再生可能資源の使用比率の拡大（資源確保段階）
- 最新の技術やデジタル技術を活用した回収・リサイクルシステムの構築
- 廃棄段階までを見据えた軽量化等の環境配慮設計の検討や原材料素材の表示
- プラスチック代替素材の開発・活用促進

#### (2) 生産・製造・流通段階

- ペットボトルや食品トレー、小型家電等の店頭回収システムの充実
- 食材の使い切りや客の希望量に応じた食事の提供などによる食品ロスの削減
- デジタル技術を活用した在庫管理・需要予測の精度向上
- サプライチェーン全体での資源効率性の向上

#### (3) 廃棄・処理段階

- 廃棄物の減量化に関する計画策定による減量化の推進（多量排出事業者）
- 廃プラスチック類をはじめとする廃棄物の適正な処理委託及び電子 manifests の積極的活用などトレーサビリティの強化
- 処理の委託先として遵法性及び透明性が高い優良産廃処理業者の優先的な選択

#### (4) 経営・マネジメント

- ISO14001 やエコアクション 21（EA21）などの環境マネジメントシステム<sup>114</sup>の導入
- サーキュラーエコノミーの観点を取り入れた事業戦略の策定
- 事業者間連携による資源循環システムの構築
- 行政施策への積極的な協力

### 3 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、法令遵守を徹底し、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源としてとらえ、動静脈連携により、デジタル技術も活用しながら可能な限り、再使用、リサイクル等を図るとともに、中間処理による減量化等により、発生・排出抑制及び最終処分量の削減等、環境負荷の低減に努めます。

#### 【具体的取組】

##### (1) 適正処理の徹底と透明性の確保

- 廃棄物の適正な処理及びマニフェスト制度の遵守、電子マニフェストの導入
- 優良産廃処理業者認定の取得の推進
- 地域住民等に対する工場見学等の受入れや分かりやすい情報提供

##### (2) 処理技術の高度化・効率化

- 廃棄物処理施設の延命化・高度化等による処理能力の確保
- デジタル技術を活用した処理の効率化・見える化
- AI・IoT等の先進技術を活用した処理技術の高度化

##### (3) 環境マネジメントと行政施策への協力

- ISO14001 やエコアクション 21 (EA21) などの環境マネジメントシステムの導入
- 行政施策への協力

### 4 NPO・民間団体

NPO・民間団体は、自ら循環型社会の形成に資する活動を行うことに加え、各主体のネットワークを活かし、広域的な活動を推進します。

#### 【具体的取組】

##### (1) リユース・リサイクルの推進

- フリーマーケットなどの開催 (リユース)
- フードバンク活動などによる食品ロスの削減
- デジタルプラットフォームを活用した資源循環の仕組みづくり

##### (2) 地域における環境保全活動

- 地域住民のライフスタイルの見直しや 3R + (ぶらす) の推進等による地域の環境保全活動の促進
- 県民、事業者、行政等と連携・協力した海岸漂着物等の回収

##### (3) 循環型社会形成に向けた連携・啓発

- 地域循環共生圏の形成に向けた多主体連携の促進
- サーキュラーエコノミーに関する普及啓発・環境教育の推進

## 5 大学・研究機関

大学・研究機関は、3R + (ぶらす) の推進や廃棄物の適正処理、サーキュラーエコノミーに関する学術的・専門的な知見を充実させ、デジタル技術等の最新技術も活用しながら、客観的かつ信頼できる情報を分かりやすく提供することなどにより、循環型社会の形成に関する理解や活動を促進するとともに、連携・協働のつなぎ手となるよう努めます。

### 【具体的取組】

#### (1) 研究開発の推進

- 3R + (ぶらす) の推進や廃棄物の適正処理に関する基礎研究や技術開発
- サーキュラーエコノミーに関する先進的な研究開発
- デジタル技術を活用した資源循環システムの研究開発
- プラスチック代替素材・バイオマス素材等の研究開発

#### (2) 地域課題への対応と評価

- 地域循環共生圏の形成に向けた取組の評価と改善に向けた提言
- 海洋ごみ等、環境中の分布の現状及び将来予測、モニタリング手法に関する研究

#### (3) 率先行動の推進

- 3R + (ぶらす) の推進に配慮したエコ・キャンパス<sup>115</sup>の取組

## 6 市町

市町は、その地域内における一般廃棄物処理の統括的責任を有しています。そのため、廃棄物の3Rの推進や適正処理については、一般廃棄物処理基本計画に基づき主体的な役割を担います。

特に、一般廃棄物の3Rに関しては、住民の自主的な取組を促進するとともに、地域の実情に応じた分別収集品目の拡大、事業者と連携した多様なごみの回収方法の導入、ごみ焼却施設から排出される焼却灰等のリサイクル、中間処理施設の整備によるリサイクル等の推進を図ります。

また、県と連携して3R+（ぶらす）県民運動を推進します。

### 【具体的取組】

#### (1) 普及啓発・教育

- 住民に対する一般廃棄物の3Rや適正処理等の普及啓発、環境学習・環境教育の推進
- デジタル技術を活用した住民への情報提供（分別アプリ、収集日通知システム等）
- 住民に分かりやすいごみ分別ルールの策定と周知

#### (2) 回収・処理システム

- 小型家電再資源化のための住民への周知や回収体制の構築
- プラスチック資源の分別回収システムの構築
- デジタル技術を活用した効率的な収集運搬システムの構築

#### (3) 適正処理対策・災害対策

- 不法投棄等、不適正処理防止対策の推進（県職員への併任制度の活用）
- リチウムイオン電池等を適正処理するための住民への周知や回収体制の構築
- 海岸漂着物及び漂流ごみ等の円滑な処理に関する海岸管理者等への協力
- 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築

#### (4) 率先行動・連携

- 事務・事業に伴う3Rや廃棄物の適正処理の推進
- グリーン購入やグリーン契約<sup>116</sup>などを通じたリユース製品、リサイクル製品の優先的な調達
- 3R+（ぶらす）の推進に関する県との連携
- 地域循環共生圏の形成に向けた近隣自治体との連携

## 7 県

県は、本計画を推進するため、県民、事業者、市町等に計画内容を周知するとともに、廃棄物の排出・処理状況等の把握に努め、循環型社会を形成していく上で、各主体間のコーディネーターとして役割を果たすよう努めます。

また、各主体が協働・連携して取り組めるよう情報共有やネットワークづくりを進めるとともに、積極的に支援や情報提供を行います。

さらに、廃棄物の適正処理を推進するため、優良な産廃処理業者の育成や関係機関と連携した廃棄物処理施設等の監視・指導を行います。

### 【具体的取組】

#### (1) 監視・指導

- 産業廃棄物の多量排出事業者に対する廃棄物の減量化に関する計画策定の指導
- 廃棄物処理業者等に対する産業廃棄物監視パトロール班等による監視・指導の強化
- デジタル技術を活用した監視・指導の効率化
- 産業廃棄物処理施設の円滑な設置を促進するための「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づく適切な指導による地域の紛争防止

#### (2) 事業者支援・育成

- 動静脈連携による循環資源の利活用促進に向けた事業者支援
- 資源循環産業の競争力強化に向けた技術開発支援
- 産業廃棄物処理業界における人材確保等の支援
- (一社)山口県産業廃棄物協会等が実施する不法投棄廃棄物の回収・処理や各種講習会への協力・支援
- 産業廃棄物の排出事業者による処理を補完する、公共関与による産業廃棄物の広域処理体制の確保

#### (3) システム構築・連携

- 地域循環共生圏の形成支援
- デジタル技術を活用した資源循環プラットフォームの整備

#### (4) 普及啓発・教育

- 3R + (ぶらす) の推進や適正処理等の普及啓発、環境学習・環境教育の推進
- サーキュラーエコノミーに関する理解促進・機運醸成
- 海岸漂着物等の回収・処理に取り組む民間団体などとの連携の確保及び活動支援

#### (5) 率先行動・連携

- 「県庁エコ・オフィス実践プラン」の推進や環境への負荷の少ない事務・事業の執行
- グリーン購入やグリーン契約などを通じたリユース製品、リサイクル製品の優先的な調達
- 3R + (ぶらす) の推進や廃棄物の適正処理に関する国、市町との連携

## 第2節 関係機関との連携

県内の各市町や幅広い団体が参加している「環境やまぐち推進会議<sup>117</sup>」などと、各種施策の進行管理、総合調整、情報発信等を行いながら、本計画を効果的かつ効率的に推進します。

また、国や市町等とも密接に連携し、環境への負荷の少ない循環型社会システムづくりを進めます。なお、県庁内においては、関係部局で構成する「山口県環境政策推進本部<sup>118</sup>」を通じ、関係部局との連携を確保します。

### 1 環境やまぐち推進会議

県民、事業者、行政など幅広い団体が構成され、地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの対策、循環型社会づくり、自然との共生等に関して協議を行い、参加団体による実践活動等を推進する「環境やまぐち推進会議」と連携し、循環型社会と脱炭素社会、自然共生社会の形成に向けた統合的な取組を推進します。

### 2 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会

県内の消費者団体、事業者、行政で構成され、容器包装廃棄物の削減に向けた取組を推進する「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」と連携し、容器包装廃棄物の発生・排出抑制等を促進します。

### 3 山口県食品ロス削減推進協議会

県内の消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成され、生産・流通・消費の各段階で発生する食品ロスの削減に向けた取組を推進する「山口県食品ロス削減推進協議会」と連携し、食品廃棄物の発生・排出抑制等を促進します。

### 4 山口県海岸漂着物対策推進協議会

県内の県民活動団体、業界団体、行政で構成され、瀬戸内海流域一斉清掃を始めとする海岸清掃活動等を推進する「山口県海岸漂着物対策推進協議会」と連携し、県民運動として海洋ごみの発生抑制、清掃活動等を促進します。

### 5 やまぐちエコ市場

本県が有する技術や人材等を最大限に活用し、新たな環境産業の育成や地域経済の活性化に向けた取組を推進する「やまぐちエコ市場」と連携し、企業単独の枠組みを越えた産学公民の連携による環境・リサイクルに関する事業化や企業マッチングを進め、先進的な資源循環型産業の振興を促進します。

### 6 山口県コンビナート連携会議

県内コンビナートの国際競争力の強化、コンビナート間の全県的な連携を図るため、企業や行政、金融機関、教育機関等により構成される、「山口県コンビナート連携会議」と連携し、循環型社会の形成に向けた事業を推進します。

## 第3節 計画の推進

### 1 推進体制

環境基本法第43条の規定により設置し、本県の環境保全に関する基本的事項を審議する「山口県環境審議会」や、県庁内の関係部局で構成する「山口県環境政策推進本部」において、各種施策の進行管理、総合調整を行いながら、本計画を着実に推進します。

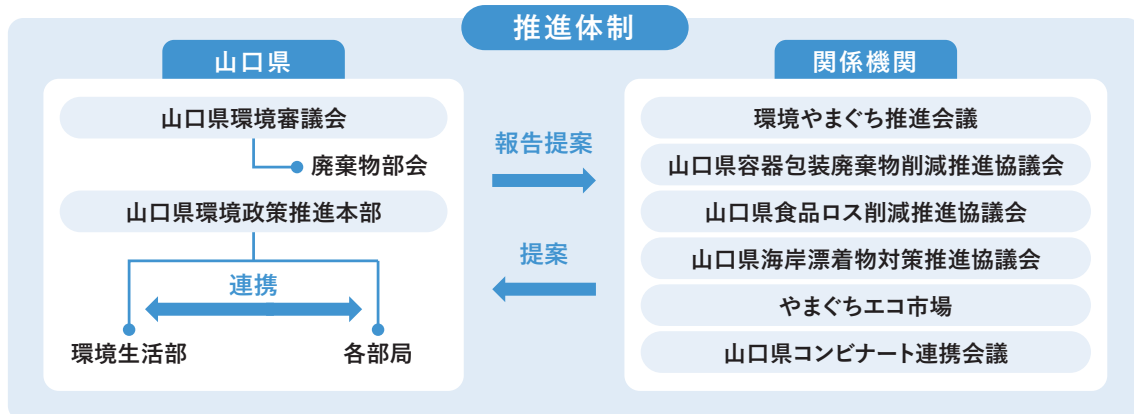


図 7-3-1 推進体制

### 2 進行管理

計画で掲げた施策の実施状況、目標・取組指標の達成状況等を適切に把握し、計画を着実に推進するため、PDCAサイクルを活用するとともに、その結果を「山口県環境白書<sup>119)</sup>」や県のホームページ等に掲載・公表することで、広く県民、事業者等に情報提供します。

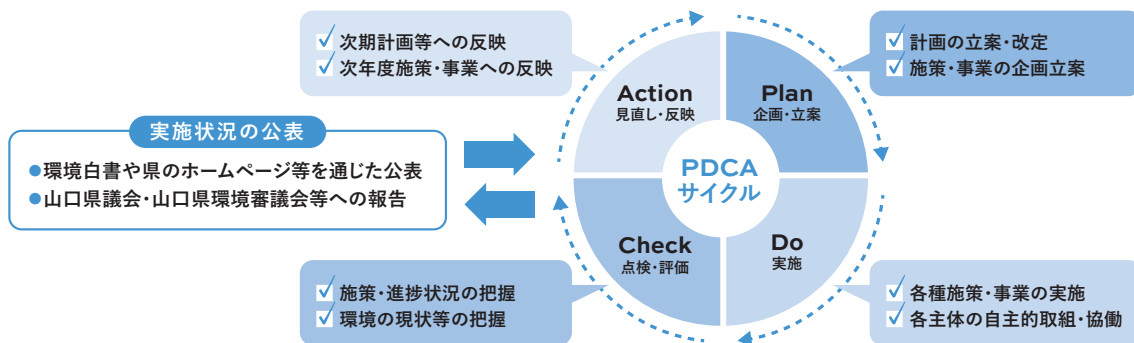


図 7-3-2 進行管理

### 3 施策の点検・評価

本計画は、5年ごとの見直しを原則としていますが、関係法令の制定・改正や国の基本方針の改定、その他社会経済情勢等に著しい変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。